

境采女小学校いじめ防止基本方針

伊勢崎市立境采女小学校

1 いじめに対する基本的な考え

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」とする。

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

【文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より】

(2) いじめの基本認識

いじめには様々な特質があるが、以下のものを、教職員がもつべきいじめ問題にかかわる基本的な認識であるとする。

- ① いじめはどの児童にも、どの学級にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、犯罪行為であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気付きにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめはいじめる側に問題があるのであって、いじめられている子の立場に立ち、絶対に守り通す。
- ⑤ いじめは、学校・家庭・地域社会など、すべての関係者がそれぞれの役割を果たし一体となって取り組むべき問題である。

いじめ問題に取り組むに当たっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるのかを十分認識し、毎日の学校生活の中で「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが重要である。

2 いじめの防止のための取組

(1) 未然防止

- ① 「よさを認め、ほめる」指導を通して、教師と児童との好ましい人間関係を築き、充実した学習指導や生活指導を行う。
- ② 道徳教育や体験活動の充実を図り、規範意識や集団のあり方等についての学習を深める。
- ④ 人権集中学習を通して人権尊重の精神を学び、いじめ防止に向けて主体的に行動できるようにする。
- ⑤ 教育相談室「ほっとルーム」効果的な活用を図り、児童の悩みの解消のため、スクールカウンセラーや生活学習支援員の活用を図る。
- ⑥ 地域や関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。

3 いじめの早期発見・早期対応のあり方

(1) 早期発見

①子どもの声に耳を傾ける

- ・児童との信頼関係の構築に努める。
- ・潜んでいるいじめがあるかどうかを把握するために、定期的なアンケートを実施する。
- ・日頃から子どもとの会話を大切にし、一人一人の子どもと話をする機会を設ける。

②子どもの行動を注視する

- ・いじめは教職員や大人の気付きにくいところで行われたり遊びやふざけあいのように装ったりするなど、潜在化しやすいことを十分認識する。
- ・教職員全てが連携し、児童の些細な変化に気付いていく。
- ・教職員が児童の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を向上させる。

③保護者との情報を共有する

- ・連絡帳 電話 必要に応じては家庭訪問を行う。
- ・PTAの会議等でもいじめ防止について呼びかける。

④地域と日常的に連携する

- ・地区別懇談会を実施し、地域を交えて話し合う。
- ・PTAをはじめ、采女地区青少年健全育成会や学校評議員など、関係機関との情報を共有する。

(2) 早期対応

①いじめの兆候を発見した際は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をする。

②いじめられている児童の苦痛を取り除くことを最優先に、迅速な指導を行う。

③児童からいじめの情報を受けた際には、他の児童の目に触れないように、場所や時間等に慎重な配慮を行い事情を確認する。

*情報として以下のこと把握する。

【加害者と被害者の確認】・・・誰が誰をいじめているのか

【時間と場所の確認】・・・いつ、どこでいじめが起こったのか

【いじめの内容】・・・どんな内容で、どんな被害を受けたのか

【背景と要因】・・・いじめの始まったきっかけは何だったのか

【いじめの期間】・・・いつ頃から始まり、どのくらい続いているのか

(3) 事実確認と情報の共有

①いじめの事実確認においては、いじめという行為に至った経緯や心情などをいじめている児童から聞き取る。

②周囲の児童や保護者などからもできるかぎり詳しく情報を得て、正確に把握する。

③聞き取りをする際には、必ず複数の教職員で対応し、事実に基づいて丁寧に行う。

④いじめの内容については、事実に基づいた記録を残すことで、今後の指導に反映させる。

4、重大事態への対処について

*いじめにより、児童の生命や心身又は財産に重大な被害を受けることや相当の期間を欠席することを余儀なくされているなど、重大事態が発生した際には、以下の対応をする。

(1) いじめられた児童に対して

① 児童に対して

- ・事実確認とともに、まず、辛い気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。
- ・「守り抜くこと」「秘密を守ること」を伝える。
- ・この問題は必ず解決できるという、希望がもてることを伝える。
- ・自信がもてるような言葉をかけるなど、自尊感情が高められるよう配慮する。

② 保護者に対して

- ・いじめを発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に面談し、事実関係を直接伝える。
- ・学校の指導方針を伝え、今後の対応について協議する。
- ・保護者の辛い気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
- ・継続して家庭と連携を図りながら、解決に向けて取り組むことを伝える。
- ・家庭での児童の様子の変化に注意を払ってもらい、どのような些細なことでも相談してくれるよう伝える。

○ (2) いじめた児童に対して

① 児童に対して

- ・いじめた気持ちや状況などについて十分聞き、いじめをした児童本人の背景にも目を向けて指導する。
- ・孤立感や疎外感をもたないよう、教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識できるようにする。

② 保護者に対して

- ・正確な事実関係を説明し、いじめられた児童や保護者の辛く悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝える。
- ・「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- ・児童の変容を図るために、今後のかかわりあい方などを一緒に考え、具体的な助言をする。

(3) 周りの児童に対して

- ・当事者だけの問題にとどめず、学級及び学年、学校全体の問題として考え、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- ・「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を、学級・学年・学校全体に示す。
- ・はやし立てたことや見て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定していることになるということを認識できるようにする。
- ・いじめられている友達の存在を訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であるということが理解できるようにする。
- ・いじめに関するマスコミ報道や体験事例等の資料をもとに、いじめについて話し合い、自分たちの問題であるということを意識できるようにしていく。

(4) 継続した指導

- ・いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き十分な観察を行い、必要な指導を継続的に
行うことを怠らない。
- ・いじめられた児童のよさを見つけ、褒め認め、称賛するなど肯定的にかかわり、自信を取
り戻せるようにしていく。

4、いじめ防止対策のための組織

- ・「いじめ防止推進委員会」を設置し、組織的にいじめ防止について取り組む。
構成員：校長・教頭・生徒指導主任（主担当）・教育相談主任・特別支援コーディネーター
養護教諭・スクールカウンセラー・小学校学習生活相談員
（PTA会長・采女地区少年健全育成会長）
- ・教育相談主任を中心に、教育相談室「ほっとルーム」有効活用を図るとともに、スクールカ
ウンセラー・小学校学習生活相談員の活用を図り、教育相談体制の充実を図る。

5、関係機関との連携

(1) 伊勢崎市教育委員会

- ・いじめの事実確認がなされた際には、速やかに教育委員会へ報告を行い、その対応につい
ても合わせて報告をする。

(2) 児童相談所・伊勢崎市子育て支援センター

- ・いじめの内容に応じて、相談や情報の共有化を図る。

(3) 伊勢崎警察署

- ・いじめの内容に応じて、相談や情報の共有化を図る。

○6、取組の学校評価の実施

(1) 方針についての評価

① いじめの発生があった場合

「いじめ防止推進委員会」が、事実確認をした内容について、

- ・いつ、どこでいじめが起こったのか・・・【時間と場所の確認】
- ・いじめの始まったきっかけは何だったのか・・・【背景と要因】
- ・いつ頃から始まり、どのくらい続いているのか・・・【いじめの期間】

という点に着目して事案を検証し、再発防止・未然防止のために日常的に取り組むべきこ
とについて確認し合い、いじめのない学級づくりへの取り組みを強化する。また、全教職
員で本校の取組のどこに課題があったのかについて確認し、今後の取組に対する方向付け
ができるようにしていく。

② いじめの発生がなかった場合

「いじめ防止推進委員会」が、いじめ防止への取り組みについて、本校のどのような取
組みが功を奏しているのかを確認し、今後の取組に対する方向付けができるようにして
いく。